

令和7年度第1回奈良市環境審議会会議録			
開催日時	令和8年1月27日（火）午後2時から3時30分まで		
開催場所	奈良市役所 中央棟 地下1階 B1会議室		
出席者	委員	藤井会長、杉山副会長、境内委員、河野委員、井出委員、吉田委員、大谷委員、井上委員【計8人出席】 (欠席4人)	
	事務局	【環境部】 山口部長 【環境政策課】 増田課長、米田課長補佐、河合課長補佐 出口係長、西尾係長、佐藤、溝淵、石嶋	
開催形態	公開（傍聴人 2人）	担当課	環境部 環境政策課
議題 又は 案件	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境審議会委員人事（会長・副会長の選出）について 2 奈良市環境審議会について 3 奈良市環境基本計画推進会議の進捗状況・評価結果の報告について 4 「奈良市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例（案）」について 		
決定又は取り纏め事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 会長に藤井委員を、副会長に杉山委員を選任した。 2 奈良市環境審議会について、事務局より概要説明があった。 3 奈良市環境基本計画推進会議の進捗状況・評価結果の報告について、事務局および杉山副会長より説明・報告があった。 4 奈良市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例（案）について、事務局より説明があった。 		
議事の概要及び議題又は案件に対する主な意見等			
<ol style="list-style-type: none"> 1 環境審議会委員人事（会長・副会長の選出）について <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員の互選により、会長に藤井委員が選任された。 ・ 会長の指名により、杉山委員が副会長に選任された。 2 奈良市環境審議会について <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局から、奈良市環境審議会について、【資料1】を基に概要説明。 〈特に意見等なし〉 3 奈良市環境基本計画推進会議の進捗状況・評価結果の報告について <ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市環境基本計画推進会議座長の杉山副会長より、令和7年12月に開催された第1回環境基本計画推進会議の進捗について、資料を基にその概要の報告があった。 ・ 井上委員から、【資料3-2】実績自己評価シートの見方1において、点検のエで「別記」令和6年度指標別点検評価基準表とあるが、資料に当該表が添付されていないため、評価の根拠が不明であるとの指摘があった。また、令和5年度と令和6年度で評価基準表に変更があるのか、との質問があった。 ・ 事務局より、「別記」の指標別点検評価基準表は、令和5年度と令和6年度で変更している、 			

と回答した。

- 井上委員より、自己評価シート No. 1 の推進会議評価コメントは妥当であるとの認識が示されたが、当該目標値が達成できなかった要因分析に、近年の少子化での児童数の減少によるクラス数自体の減少が挙げられているが、これは今に始まったことではないので、これらを踏まえたうえで目標を設定し行動する必要があるのではないかといった意見があり、また、令和5年度の当該評価コメントにおいても「小学校3年生だけではなく、小学校高学年や中学生へのフォローアップを検討するように。」という同様のコメントがあったが、これらの提言を反映したアクションを起こしたのかとの質問があった。
また、令和7年度以降の取組方針に記載された「環境講座が実施できる新たな団体との協働」について、具体的なアプローチの有無や今後検討するのか、との質問があった。
- 事務局より、企業との連携を軸に取組を進めていること、自己評価シートは令和7年度の取組を記載している一方、実績は令和6年度であるため、評価コメントには令和7年度の取組が反映されていない、ことを説明した。
- 井上委員より、自己評価シート No. 2 の令和7年度以降の取組方針に記載された「市民意識調査の結果」とは、市民・事業所・大学生は令和4年3月、中学生は平成28年11月に実施した調査結果を指すのか確認があった。
- 事務局より、井上委員が挙げた調査と市民意識調査は別であり、市政のあり方を考えていくにあたっての基礎資料として実施している。市民意識調査は隔年で実施されてきたものであること、当初は其中で環境教育の項目を設け、その結果を評価シートに反映する予定であったが、市民意識調査に継続的に質問項目を設けることが不確実なため、今後はモニター制度を活用したアンケート調査の実施も視野に入れて検討したいと考えている、と説明した。
- 井上委員より、自己評価シート No. 3 に関し、奈良市における温室効果ガス排出量削減は太陽光発電設備の導入以外に手段があるのか、との質問があった。
- 事務局より、電気使用に伴うCO₂排出を抑えるには再生可能エネルギーへの転換が必要であり、奈良市では太陽光発電が最もポテンシャルが大きく、市の施策も太陽光発電が中心となっている状況であることを説明した。
- 井上委員より、温室効果ガス排出量削減の令和7年度取組として環境月間のパネル展示や環境イベント等の啓発活動が記載されているが、プロモーションや啓発に注力すべきであり、専門家の活用など予算投入の拡充も検討すべき、との意見があった。
- 井上委員より、自己評価シート No. 4 について、奈良市の再生可能エネルギー導入は太陽光発電が中心となるが、2030年度の発電量712,245MWhを現行の太陽光パネル性能で達成するには設置規模が非常に大きく、現実的には困難ではないか。当該目標値を達成する為の具体的なイメージを持っているのか（例えば、平城宮跡全てに太陽光パネルを設置すれば達成可能等）、また、目標値の見直しも選択肢として考慮すべきこと、さらに環境基本計画で繰り返し出てくる「奈良らしさ」を共有し、奈良らしさに逆行すると考える太陽光パネル設置より観光や環境教育、人材育成に重点を置くべき、との意見があった。
- 井上委員より、自己評価シート No. 5 について、推進会議評価コメントに「中心市街地への自家用車乗り入れ規制の具体的検討」とあるが、当該具体的検討対象とは何か、仮に市民を対象にすることは現実的ではなく、県外ナンバーのみに限定する場合なら検討の余地がある、との意見があった。

- ・ 杉山副会長より、奈良市中心市街地公共交通活性化協議会で以前議論された内容として、交通事業者との調整は難しいものの、自動車由来の温室効果ガス排出が大きく、観光地として歩いて楽しめるまちづくりが望ましいとの意見があった。推進会議での結論ではないが、今後の検討のきっかけとしてコメントを残した、との説明があった。
- ・ 井上委員より、自己評価シート No. 6 について、新規就農者数増加の取組や補助制度は農業分野に限定された施策なのか、との質問があった。
- ・ 事務局より、記載されている取組や補助制度は農業を対象としており、現行の環境基本計画では林業は指標に含まれていない、ことを説明した。
- ・ 井上委員より、自己評価シート全体の総括コメントについて、環境政策課が横断的に丁寧な対応をしていることに感心する一方、職員の負荷が大きく、計画推進には人的体制が最も重要である。太陽光発電等の施策に先立ち、十分な人的配置と予算措置を優先し、環境分野の人材育成にも取り組む必要がある、との意見があった。
- ・ 井出委員より、自己評価シート No. 8・9 の家庭ごみ・事業系ごみ削減はリサイクルに偏っている印象で、3R の優先順位からはリデュース（発生抑制）を重視すべきとの指摘があった。家庭では在庫確認や計画的購入、事業者では過剰発注を避けた需要予測が重要で、資源・コスト削減にもつながる。今回の整理がリユース等を検討した上でリサイクル中心となったのか、当初からリサイクル前提だったのか、その考え方を確認したい、との申し出があった。
- ・ 事務局より、自治体はごみ処理を担うため、どうしても処理やリサイクルに視点が偏りがちであり、本市でもリデュース（発生抑制）まで十分に手が届いていない現状である。その結果、計画全体で資源化・リサイクルの割合が大きくなっているが、今後は全体のバランスを見直す必要があると認識している、と説明した。
- ・ 杉山副会長より、市民向け取組として長年ごみ減量キャラバンを実施してきたが現状維持にとどまる部分もあるため、今後はリデュースに関する啓発をさらに強化する必要がある、との意見があった。

4 「奈良市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例（案）」について

- ・ 事務局より、奈良市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例（案）について、資料を基にその概要の説明があった。
- ・ 井上委員より、条例の対象設備となっている 10kW 以上の太陽光発電設備とは具体的にどのような設備をイメージしているのか。また、景観の観点から規制をすることはできないのか、との質問があった。
- ・ 事務局からは、特定の個別施設を想定しているものではないと説明した。本条例は、奈良県の条例に基づき、説明会開催の要件に満たない（5000 m²未満の）太陽光発電設備について、地域との共生を図るために説明会を求めることを趣旨としている。また、景観に関する規制については「なら・まほろば景観まちづくり条例」や「奈良市風致地区条例」等の既存の景観関連条例によって対応している、と説明した。
- ・ 境内委員より、農業用の営農型の太陽光発電が対象になるのか、との質問があった。
- ・ 事務局より、本条例は屋根の上に設置する場合は対象外となる。農地に設置する場合についてはソーラーシェアリングのように農地に支柱等を立て、その上部に太陽光パネルを設置する場合には条例上の手続きが必要となる、と説明した。

資 料	【資料1】奈良市環境審議会について 【資料2】奈良市環境基本計画の推進について 【資料3-1】令和7年度第1回奈良市環境基本計画推進会議報告書 【資料3-2】令和6年度（2024年度）実績自己評価シート 【資料4-1】奈良市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例（案） について 【資料4-2】奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例 パンフレット
--------	--